

2 0 2 6 年 度

広 島 県 福 山 市 坪生町一丁目 地 内

実施設計業務委託(補8-4)設計書

	当 初		変 更	
	実 施 設 計			
業 務 概 要	開削工法(内径1,200mm未満) 延長 543 m			

下水管渠実施設計業務委託標準仕様書

(基本設計、詳細設計)

福山市上下水道局 工務部 管路整備課

第1章 総則

1.1 業務の目的

本委託業務（以下、「業務」という。）は、本仕様書に基づいて、業務委託設計図書（以下、「設計図書」という。）に示す委託対象地域の工事を実施するために必要な設計図、計算書、設計書等の作成を行うことを目的とする。

1.2 標準仕様書の適用範囲

本標準仕様書は、下水道管路施設実施設計業務に適用するものである。本標準仕様書に記載のない事項については、「福山市土木設計業務等委託契約約款（契約書を含む）」「広島県設計業務等共通仕様書（令和7年8月）」「広島県地質・土質調査業務共通仕様書（令和7年8月）」「広島県測量業務共通仕様書（令和7年8月）」、その他関係規則によるものとする。

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.8 許可申請

受注者は、工事に必要な許可申請（占用許可等）に関する事務に必要な図面作成を遅滞なく行わなければならない。

1.9 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当たって、発注者の契約約款に定めるものの外、次の書類等を提出しなければならない。

- (イ) 業務工程表 (ロ) 管理技術者及び照査技術者選任通知書
- (ハ) 各技術者の経歴書 (ニ) 委託(下請負)承諾願 (ホ) 業務委託完了通知書
- (ヘ) 納品書 (ト) 業務委託料請求書

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けるものとする。

1.10 管理技術者及び技術者

- (1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者は、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条に定める資格を有する者とし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。なお、主要な設計協議ならびに現地調査に出席しなければならない。
- (3) 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1.11 工程管理

受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.12 成果品の審査及び納品

- (1) 受注者は、成果品完成後に発注者の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって、業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかが発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.13 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.14 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.15 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者協議の上、これを定める。

第2章 調査

2.1 資料の収集

業務上必要な資料、地下埋設物及びその他の支障物件（電柱、架空線等）については、関係官公署、企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

2.2 現地踏査

設計図書に示された設計対象区域について踏査し、地勢、土地利用、排水区界、道路状況、水路状況等現地を十分に把握しなければならない。

2.3 地下埋設物調査

設計図書に示された設計対象区域について、水道、下水道、ガス、電気、電話等地下埋設物の種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料と照合し、確認しなければならない。

2.4 公私道調査

道路、水路等について公図並びに土地台帳により調査確認しなければならない。

2.5 在来管調査

在来管調査は、2.3地下埋設物調査で行う範囲を超える調査であり、管路、マンホール及びますの老朽度、堆積物の状況、破損の状態、構造、底高等現地作業を伴うものをいう。当該調査は別途計上とする。

2.6 既設管調査

管路内調査は、TVカメラ調査又は潜行目視調査、劣化度調査図書に基づき管内にて管渠の劣化状況や堆積物等の有無を把握する調査であり、管渠の老朽度、堆積物の状況、破損の状態、構造、支障物件の状況等現地調査を伴うものをいう。TVカメラ調査又は潜行目視調査、劣化度調査は別途計上とする。

また、測量調査によって既設管渠及びマンホールの諸元を確認しなければならない。

2.7 現場環境調査

道路状況、周辺状況を現地にて把握し、工事の実施における制約条件を確認しなければならない。

第3章 設計一般

3.1 打合せ

- (1) 業務の実施に当って、受注者は発注者と密接な連絡を取り、その連絡事項をそのつど記録し、打合せの際、

打合せ記録簿を提出し相互に確認しなければならない。

- (2) 設計業務着手時及び設計業務の主要な区切りにおいて、受注者と発注者は打合せを行うものとし、その結果を記録し、速やかに打合せ記録簿を提出し相互に確認しなければならない。

3.2 設計基準等

設計に当っては、発注者の指示する図書及び本仕様書第8章参考図書に基づき、設計を行う上でその基準となる事項について発注者と協議の上、定めるものとする。

3.3 設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、発注者との協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

3.4 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

3.5 事業計画図書の確認

受注者は、第2章調査の各項の調査等と併せて、設計対象区域にかかる事業計画図書の確認をしなければならない。

3.6 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な下水道事業計画図書、測量、土質調査資料、既設管資料、在来管資料、道路台帳、地下埋設物調査、下水道構造標準図等の資料を所定の手続によって貸与する。

3.7 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

第4章 設計細則（基本設計）

4.1 設計図の作成

主要な設計図は、次により作成することとし、図面完成時には、発注者の承認を受けなければならない。

(1) 位置図

位置図（ $S=1/10,000 \sim 1/30,000$ ）は地形図に設計区域又は設計区間を記入する。

(2) 区画割施設平面図

区画割施設平面図（ $S=1/2,500$ ）は、事業計画において作成した区画割図面に基づいて枝線の区画割を行い、設計区域又は設計区間の区間番号、形状、管径、勾配、区間距離、区画の面積及び幹線・排水区又は処理区等の名称を記入すること。

(3) 縦断面図

縦断面図（ $S=$ 縦 $1/100$ 、横 $1/2,500$ ）は、区画割施設平面図と同一記号を用いて次の事項を記入すること。

管渠の位置、平面図との対照番号、形状、管径、勾配、区間距離、地盤高、管底高、土被り及び河川、鉄道、国道等の位置と名称、流入及び交差する管渠の位置、番号、形状、管径、管底高並びに流出先の施設の名称、主要な地下埋設物の名称、位置・形状、寸法等及び河川の現在と計画の底高、高水位並びに幹線、処理区等の名称を記入すること。

(4) 流量計算表

流量計算表は、事業計画において作成された流量表に基づいて、管渠の断面、勾配を決定し、起終点の管底高、地盤高、土被り、流入管記号を記入すること。

(5) 概略構造図

概略構造図（ $S=1/10 \sim 1/100$ ）は、次の要領で作成する。

発注者の下水道構造標準図によるものは作成を要しないが、次のような特殊構造のものは、縦断面図と同一記号を用いて図面を作成する。

特殊なマンホール、接続室、雨水吐室及び吐口、伏越等特に構造図を必要とするものについて概略の形状図を作成する。

4.2 概略工法検討

概略工法検討業務は、設計対象路線の管路布設工法（開削、推進、シールド）の選定を行うものである。ただし、個所別詳細な工法の検討は詳細設計で行うものとする。

4.3 報告書

報告書は、当該設計に係るとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、位置、設計の目的、調査計画の概要、設計計画、概略工法検討等を集成するものとする。

第5章 設計細則（新設及び改築・詳細設計）

5.1 設計図の作成

主要な設計図は、次により作成することとし、図面完成時には発注者の承認を受けなければならない。

(1) 位置図

位置図（ $S=1/10,000 \sim 1/30,000$ ）は地形図に施工箇所を記入する。

(2) 系統図

系統図（ $S=1/2,500$ ）は、地形図に設計区間を記入する。

(3) 平面図

平面図（ $S=1/500$ ）は、測量による平面図及び道路台帳に基づいて、設計区間の占用位置、マンホール及び立坑の位置・管渠の区間番号、形状、管径、勾配、区間距離、宅盤の高さ及び管渠の名称等を記入する。

(4) 詳細平面図

詳細平面図（ $S=1/50 \sim 1/100$ ）は主要な地下埋設物さくそう箇所、重要構造物近接箇所及び河川、鉄道、国道等横断箇所等特に詳細図を必要とし、発注者が指示する場合に平面図及び横断面図を作成する。

(5) 縦断面図

縦断面図（ $S=$ 縦 $1/100$ 、横 $1/500$ ）は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。

管渠の位置、平面図との対照番号、形状、管径、勾配、区間距離、地盤高、管底高、土被り、マンホールの種別、ふたの荷重区分及び河川、鉄道、国道等の位置と名称、流入及び交差する管渠の位置、番号、形状、管径、管底高、主要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び管渠の名称等を記入する。

(6) 横断面図

横断面図（ $S=1/50 \sim 1/100$ ）は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。

管渠の位置、平面図との対照番号、形状、管径、地盤高、管底高及び必要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び管渠の名称又は横断位置の名称等を記入する。

(7) 構造図

構造図（ $S=1/10 \sim 1/100$ ）は、次の要領で記入する。

福山市上下水道局の下水道構造標準図によるものは作成を要しないが、次のような特殊構造のものは縦断面図と同一記号を用いて構造図を作成する。

特殊な布設構造図、接続室、雨水吐室及び吐口、伏越、特殊な形状のマンホール及びます等特に構造図を必要とし、仕様書に明記されているもの。

(8) 仮設図

仮設図（ $S=1/10 \sim 1/100$ ）は、次の要領で記入する。

仮設図は、構造図と同一記号を用いて作成する。

設計図には、掘削幅、長さ、深さ、地盤高、床掘高及び使用する材料の位置、名称、形状、寸法、他の地下埋設物防護工並びに補助工法の範囲、名称等を記入する。

5.2 各種計算

管渠、管基礎、推進力及び構造計算、仮設計算、補助工法、耐震設計等の計算に当っては、発注者と十分打合せの上、計算方針を確認して行わなければならない。

5.3 数量計算

土工、管、管基礎、覆工等及び構造物、仮設、補助工法、事前事後処理等材料別に数量を算出する。

5.4 報告書

報告書は、当該設計に係るとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、設計の目的・概要・位置、設計項目、設計条件、土質条件、埋設物状況、施工方法、工程表等を集成するものとする。

第6章 照査

6.1 照査の目的

受注者は業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

6.2 照査の体制

受注者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

6.3 照査事項

受注者は設計全般にわたり、次に示す事項について照査を実施しなければならない。

- (1) 基本条件の確認内容について
- (2) 比較検討の方法及びその内容について
- (3) 設計計画（設計方針及び設計手法）の妥当性について
- (4) 計算書（構造計算書、容量計算書、数量計算書、耐震設計計算書等をいう。）について
- (5) 計算書と設計図の整合性について

第7章 提出図書

7.1 提出図書

提出図書は次項により、提出しなければならない。

7.2 実施設計関係提出図書（基本設計）

図 書 名	縮 尺	形状寸法
(1) 位 置 図	1/10, 000～1/30, 000	原図・白焼き
(2) 区画割施設平面図	1/2, 500	〃
(3) 縦 断 面 図	縦1/100、横1/2, 500	〃
(4) 流 量 計 算 表		A 4 又は A 3
(5) 概 略 構 造 図	1/10～1/100	原図・白焼き
(6) 概略工法検討書		A 4
(7) 報 告 書		〃
(8) 打 合 せ 議 事 録		〃
(9) その他参考資料（地下埋設物調査資料他）		原 稿

7.3 実施設計関係提出図書（詳細設計）

図 書 名	縮 尺	形状寸法
(1) 位 置 図	1/10, 000～1/30, 000	原図・白焼き
(2) 系 統 図	1/2, 500	〃
(3) 平 面 図	1/500	〃
(4) 詳 細 平 面 図	1/50～1/100	〃
(5) 縦 断 面 図	縦1/100、横1/500	〃
(6) 横 断 面 図	1/50～1/100	〃
(7) 構 造 図	1/10～1/100	〃
(8) 仮 設 図	1/10～1/100	〃
(9) 水 理 計 算 書		A 4
(10) 構 造 計 算 書（耐震設計計算書を含む）		A 4 又は A 3
(11) 数 量 計 算 書		A 4
(12) 報 告 書		〃

- | | |
|-------------|----|
| (13) 特記仕様書 | 〃 |
| (14) 打合せ議事録 | 〃 |
| (15) その他の資料 | 原稿 |

設計に伴って収集・調査した資料及びその他申請等に関する資料

7.4 提出部数

3部とし、そのうち2部は電子成果品とする。ただし、電子納品対象外のものについては、別途協議によるものとする。

7.5 電子成果品

- (1) ファイル形式についてはPDF形式を基本とし、印刷を前提とした解像度、圧縮の設定を行う。
- (2) 電子化が難しい成果品の取扱いについては、事前に発注者と対象書類を協議すること。

なお、電子化が難しい成果品としては、次の資料を見込んでいる。

- ・特殊なアプリケーションを利用したデータファイル（解析結果(大量データ)）
- ・A3よりも大きな図面等（紙でしか入手、作成が出来ないもの）

第8章 参考図書

8.1 参考図書

業務は、次に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。これら以外の図書を参考にする場合は、あらかじめ発注者の承諾を受けなければならない。

- (1) 下水道構造標準図（福山市上下水道局）
- (2) 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- (3) 下水道維持管理指針（ 〃 ）
- (4) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（ 〃 ）
- (5) 下水道管路施設設計の手引（ 〃 ）
- (6) 下水道施設の耐震対策指針と解説（ 〃 ）
- (7) 下水道施設耐震計算例―管路施設編（ 〃 ）
- (8) 下水道推進工法の指針と解説（ 〃 ）
- (9) 下水道マンホール安全対策の手引き(案)（ 〃 ）
- (10) 下水道マンホールポンプ施設技術マニュアル（下水道新技術推進機構）
- (11) 水理公式集（土木学会）
- (12) コンクリート標準示方書（土木学会）
- (13) トンネル標準示方書（シールド工法編）・同解説（土木学会）
- (14) 〃 （山岳工法編） ・ 〃 （ 〃 ）
- (15) 〃 （開削工法編） ・ 〃 （ 〃 ）
- (16) 道路技術基準通達集（国土交通省）
- (17) 道路構造令の解説と運用（日本道路協会）
- (18) 道路土工―仮設構造物工指針（ 〃 ）
- (19) 道路土工―擁壁工指針（ 〃 ）
- (20) 道路土工―カルバート工指針（ 〃 ）
- (21) 共同溝設計指針（ 〃 ）
- (22) 道路橋示方書・同解説（ 〃 ）
- (23) 水門鉄管技術基準（電力土木技術協会）
- (24) 改訂新版建設省河川砂防技術基準（案）同解説（日本河川協会）
- (25) 港湾の施設の技術上の基準・同解説（日本港湾協会）

下水管渠実施設計業務委託特記仕様書

福山市上下水道局 工務部 管路整備課

1. 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は「下水管渠実施設計業務委託標準仕様書」の第1章1.1及び1.2に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は、前記標準仕様書による。

2. 設計条件項目

設計条件項目表

項目	設計条件
管径・工法及び延長	開削工法（内径1, 200mm未満） ϕ 200mm 管路延長 543m
	内、他資料が利用できる延長 管路延長 m
	開削工法（内径1, 200mm以上） ϕ mm 管路延長 m
	推進工法（刃口、小口径） mm 管路延長 m
	内、サービス管の検討を行うこと
特殊構造物 （有 ☐ 無 ☐ ）	耐震設計（有 ☐ 無 ☐ ） 簡易な特殊マンホール（ 基）、特殊マンホール（ 基） マンホールソフ場（2次製品）（ 基）、マンホールソフ場（現場打ち）（ 基） 吐口、その他（ ）
報告書作成の補正	有 ☐ 無 ☐
設計協議	中間打合せ 1 回
施工法等の比較検討 （有 ☐ 無 ☐ ）	a) 管路の掘削工法 b) ①急曲線②土被り1.5D以下③近接構造物（ 箇所）④軌道横断（ 箇所） ⑤河川横断（ 箇所）⑥高架道横断（ 箇所）
耐震計算 （応答変位法）	有（管路施設 ）、無 ☐
耐震設計	レベル1地震動、レベル1及びレベル2地震動、無 ☐
設計条件補正	（ ）、無 ☐
地盤条件補正	有（ ）、無 ☐
工区数補正	無
その他補正	有（ ）、無 ☐
電子納品	☐ 有（ 3. 電子納品 参照 ）、無

3. 電子納品

（1）電子納品

電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品すること」をいう。ここでいう電子データとは、「福山市電子納品要領〔土木業務委託編〕平成29年4月（以下、「要領」という。）」に基づいて作成されたものを指す。

（2）事前協議及び検査事前協議

業務の着手前及び納品検査前に十分な協議を行い、双方の合意を図るものとする。

（3）電子納品データのチェック

電子納品にあたっては、フォルダの構成、管理項目、ファイル名等の要領との整合性をチェックプログラム（国土交通省の電子納品チェックシステム等）により確認し、エラーが無いことを確認すること。

（4）成果品の提出

委託成果品は、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体で2部（正1部、副1部）検査用として簡易製本版を1部提出する。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として、電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は発注者と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、「紙」による報告書の提出は発注者と協議上、決定する。

また、成果品提出の際には、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

（5）成果品の納入に係る費用

成果品の納入に係る費用については、従来どおりの費用の取扱いに含むものとする。

（6）機械ボーリングのデータ登録

機械ボーリング調査を行った受注者は、「広島県地質・土質調査業務共通仕様書（令和7年8月）」第118条 成果物の提出に基づき、地盤情報を「一般財団法人国土地盤情報センター」の検定を受けた上で、「国土地盤情報データベース」に登録しなければならない。受注者は、地盤情報の公開・利用の可否について、電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】（国土交通省・平成30年3月）に基づき、事前協議における発注者の指示に従って成果品データに「公開可否コード」を記入した上で、検定の申込を行うこととする。なお、検定に要する費用は、直接経費に「国土地盤情報データベース検定費」として計上し、諸経费率算定の対象額としない。ただし、管理技術者が国土地盤情報センターで定める技術士の資格又は、ボーリング責任者が地質調査技士の資格を持っていなければ設計変更の対象とする。

また、受注者は、電子納品の際に、一般財団法人国土地盤情報センターから受領した検定証明書（PDFファイル）を、電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】（国土交通省・平成30年3月）に規定されている格納フォルダBORING/OTHRに格納することをもって、提出する成果が検定済であることを報告することとする。

4. その他

（1）新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、次のとおり実施に努めること。

1. 「3つの密を避けるための手引き」の活用

各現場に配布し工事等の関係者に周知を図るとともに、作業所等で掲示を行う。

・https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#kokumin

2. 「建設現場の「三つの密」の回避等に向けた取組事例」の活用

各現場に配布し始業前の朝礼やKY活動等において工事等の関係者に周知を図る。

・http://chotatsu.pref.hiroshima.jp/file/kakudaibousi_5.pdf

※各現場での対策事例については、TwitterやFacebook等のSNS活用により普及・展開に努めてください。

例）「#建設現場の3密対策」を付けたツイートが行われるよう同ハッシュタグを周知する等

（2）上述の1を参考に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施することにより追加費用が発生する場合は、実施計画書（様式1）により監督員と協議事前に協議を行い、必要と認められる対策については変更施工計画書を提出する。

なお、必要と認められる対策については、設計変更の対象とする。

（3）最終清算変更時点においては、実際に履行したことがわかる全ての証明書類（領収書の写し、領収書のないものは金額の妥当性を証明する書類等）及び実績報告書（様式2）を監督員に提出する。

（4）受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名除外等の措置を行う場合がある。

（5）本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項、または、疑義が生じた場合は、その都度、速やかに監督員と協議を行なうこと。

総括情報表

頁0 -0001

変更回数 適用単価地区 単価適用日	0 70 福山市 00-08.04.01(0)		凡例 Co …コンクリート As …アスファルト DT …ダンプトラック BH …バックホウ CC …クローラクレーン TC …トラッククレーン RTC…ラフテレーンクレーン
諸経費体系	2 委託		
	当世代	前世代	
発注区分 消費税率(%)	41 建設コンサル 10		
建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額，労務管理費，安全訓練等に要する費用等）が必要であり，本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。			

設計業務費 内訳表

頁0 -0002

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
設計業務費					X3000
設計業務等標準歩掛					Y2C02 レベル1
	1	式			
共通					Y2C0201 レベル2
	1	式			
打合せ等					Y2C020101 レベル3
	1	式			
打合せ等					Y2C02010101 レベル4
		式			
設計協議(詳細設計)					SG3L2123000 00
	1	式			単第0 -0001 表
管路施設実施設計業務（新設・詳細設計）					Y2C0202 レベル2
	1	式			
管路施設実施設計業務（新設・詳細設計）					Y2C020202 レベル3
	1	式			
詳細設計（開削工法・推進工法）					Y2C02020201 レベル4
		式			

設計業務費 内訳表

頁0 -0003

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
管路施設実施設計業務(新設・詳細設計) 開削工法(内径1,200mm未満)	1	式			SG3L2107000 00 単第0 -0002 表
報告書作成(詳細設計)	1	式			SG3L2122000 00 単第0 -0009 表
* * 直接人件費 * *					
直接経費					Z0001
旅費交通費	1	式			YZZ0101 レベル2
旅費交通費	1	式			YZZ010101 レベル3
旅費交通費	1	式			YZZ01010101レベル4
旅費交通費(設計)	1	式			S2Z0101X3 00 単第0 -0010 表
電子成果品作成費	1	式			YZZ0102 レベル2

設計業務費 内訳表

頁0 -0004

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
電子成果品作成費					YZZ010201 レベル3
	1	式			
電子成果品作成費					YZZ01020101レベル4
		式			
電子成果品作成費(設計) 概略設計，予備設計及び詳細設計					S2Z0102X3 00
	1	式			単第0 -0011 表
* * 直接原価 * *					
その他原価 計算情報..... 対象額..... 率.....					
* * 間接原価 * *					
* * 業務原価 * *					
一般管理費等 計算情報..... 対象額..... 率.....					
業務価格計					

設計業務費 内訳表

頁0 -0005

[illegible]

施工単価表

頁0 -0006

設計協議(詳細設計)

SG3L2123000

單第0 -0001 表

式 当り

[illegible]

施工単価表

管路施設実施設計業務(新設・詳細設計)
開削工法(内径1,200mm未満)

SG3L2107000

単第0 -0002 表

1 式 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
資料収集	1	式			単第0-0003 表
現地踏査	1	式			単第0-0004 表
現地作業	1	式			単第0-0005 表
設計計画	1	式			単第0-0006 表
設計図作成	1	式			単第0-0007 表
照査	1	式			単第0-0008 表
*** 単位当たり ***	1	式			
A=1 [有]資料収集 C=1 [有]現地踏査 E=1 [有]設計計画			B=2 [無]公函調査 D=1 [有]現地作業 F=2 [無]各種計算		
G=1 [有]設計図作成 I=1 [有]照査 K=543 当該管路延長(m)			H=2 [無]数量計算 J=543 総管路延長(m) L=0 設計条件補正(%)		
M=1 - P=0 その他の補正(%)			N=1 -		

施工単価表

頁0 -0008

管路施設実施設計業務(新設・詳細設計)
開削工法(内径1,200mm未満)

SG3L2107000

單第0 -0002 表

式 当り

[illegible]

施工単価表

資料収集

SG3L2107001

単第0 -0003 表

頁0 -0009

名称・規格など		数量	単位	単価	金額	備考
技師長		0.261	人			
主任技師		0.261	人			
技師 (A)		0.261	人			
技師(B)		0.783	人			
技師(C)		0.261	人			
技術員		0.261	人			
*** 単位当たり ***		1	式			
A=1 C=1 E=0	資料収集 設計条件補正 工区数補正			B=0.522 D=1 F=1	管路延長補正 地盤条件補正 その他の補正	

施工単価表

現地踏査

SG3L2107001

単第0 -0004 表

頁0 -0010

1 式 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
技師長	0.261	人			
主任技師	0.261	人			
技師 (A)	0.261	人			
技師(B)	1.044	人			
技師(C)	1.044	人			
技術員	0.522	人			
*** 単位当たり ***	1	式			
A=3 現地踏査 C=1 設計条件補正 E=0 工区数補正			B=0.522 管路延長補正 D=1 地盤条件補正 F=1 その他の補正		

施工単価表

現地作業

SG3L2107001

単第0 -0005 表

頁0 -0011

1

式 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
主任技師	0.522	人			
技師 (A)	1.566	人			
技師(B)	2.088	人			
技師(C)	1.827	人			
技術員	2.610	人			
*** 単位当たり ***	1	式			
A=4 現地作業 C=1 設計条件補正 E=0 工区数補正			B=0.522 管路延長補正 D=1 地盤条件補正 F=1 その他の補正		

施工単価表

設計計画

SG3L2107001

単第0 -0006 表

頁0 -0012

1

式 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
技師長	0.261	人			
主任技師	0.783	人			
技師 (A)	1.566	人			
技師(B)	2.349	人			
技師(C)	2.088	人			
*** 単位当たり ***	1	式			
A=5 設計計画 C=1 設計条件補正 E=0 工区数補正			B=0.522 管路延長補正 D=1 地盤条件補正 F=1 その他の補正		

施工単価表

設計図作成

SG3L2107001

単第0 -0007 表

頁0 -0013

1

式 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
主任技師	0.783	人			
技師 (A)	1.305	人			
技師(B)	2.610	人			
技師(C)	2.610	人			
技術員	2.349	人			
*** 単位当たり ***	1	式			
A=7 設計図作成 C=1 設計条件補正 E=0 工区数補正			B=0.522 管路延長補正 D=1 地盤条件補正 F=1 その他の補正		

施工単価表

頁0 -0014

照査

SG3L2107002

單第0 -0008 表

式 当り

[illegible]

施工単価表

報告書作成(詳細設計)

SG3L2122000

單第0 -0009 表

頁0 -0015

式 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0016

旅費交通費（設計）

S2Z0101X3

單第0 -0010 表

式 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0017

電子成果品作成費(設計)
概略設計，予備設計及び詳細設計

S2Z0102X3

單第0 -0011 表

式 当り

[illegible]

位置図

S=1:10000

業務委託箇所

詳細設計
開削工法 L=543m

